

(審査案件第92号)

答 申

第1 審査会の結論

長野県知事が非公開決定を行った「朝会概要」については、個別のテーマ及び発言要旨を除き、一部公開とすべきである。

第2 異議申立ての経過

- 1 平成27年10月9日、異議申立人は、長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号。以下「本件条例」という。）に基づき、以下の内容の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「2010年9月から2015年10月8日までに開かれた知事らによる「朝会」で、出席者の発言内容や議論の内容が分かるよう秘書課が作成した資料（「朝会概要」など）の全て」

- 2 平成27年10月23日、長野県知事（以下「本件実施機関」という。）は、本件請求に対して、「朝会概要」（以下「本件公文書」という。）を対象文書として特定し、本件条例第7条第5号に該当するとの理由で非公開とする公文書非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- 3 平成27年12月14日、異議申立人は、本件決定について、これを取り消し、全部公開を求める旨の異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が「異議申立書」、「意見書」及び意見陳述で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 知事と県幹部が政策について議論する朝会の議事録は、県行政の意思決定過程を知る上で重要な情報であり、県民に公開すべきである。

実施機関は、「朝会は出席者間の率直な意見交換や情報共有の場として開催している」と説明するが、実際には県行政の根幹となる方針が決定されていた。

- 2 朝会の段階で立ち消えになったアイデア等も、誰がどういった考えをもって施策を進めていたか、どのようなニュアンスで発言されたか等を知るという点で、重要なものとする。
- 3 朝会については、実施日の非公表や会議の設置・運営要領等の不存在を理由に、すべて非公開としているが、本件条例ではそのことをもって非公開とはできないはずである。

第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が「理由説明書」及び意見陳述で行った主な主張は、次のとおりである。

- 1 朝会とは、知事、副知事、企画振興部長、総務部長等が出席し、情報共有や率直な意見交換を行うことを目的に非公開で開催しているものである。
朝会での話題は、知事及び幹部職員が、社会的問題も含めた互いの関心事について、意見交換を求めるものであって、県の意思決定を行うものではない。
- 2 「朝会概要」には、朝会において自由に、また率直になされた意見交換等の内容をまとめており、必ずしも出席者の最終的な見解や熟慮の上での発言ばかりではない。
- 3 朝会の実施日は公表しておらず、会議の設置・運営要領等も作成していないので、朝会の開催日時や欠席者も非公開とした。
- 4 朝会で話題とした個別のテーマについても、これを公開すると、どういったことが話し合われたかが判明し、各関係者の事業活動等に影響を及ぼすなどの懸念がある。

第5 審査会の判断理由

- 1 基本的な考え方
本件条例は、県民への説明責任を全うし、県民参加による公正で開かれた県政

を実現するとの理念に基づき、実施機関が保有する情報を原則公開としており、公文書公開請求権を十分に尊重するよう運用しなければならないとしている。当審査会は、この基本的な考え方を踏まえて、以下検討するものである。

2 本件公文書について

本件実施機関の説明によれば、朝会は、知事、副知事、企画振興部長、総務部長、教育長等の一部の限られた県幹部職員が出席し、時々話題について、庁内で意見交換を行うことを目的に開かれているものである。設置・運営要領もなく、開催日時も定めずに不定期で開かれているもので、非公開で行われている。

本件公文書は、この朝会で発言があった話題や意見等の主なものをまとめたもので、秘書課担当者の備忘のため作成され、同担当者が管理していたものであるが、テーマに関係する課等に情報提供が行われたことにより、組織的に共有することになったものである。その記載に予め定められた形式はないが、おおむね「朝会概要」等の文書のタイトル、開催日時、「秘書課」という朝会概要の作成課名、出席者・欠席者、個別のテーマ及び発言要旨から構成されている。

3 本件決定の妥当性について

本件実施機関は、本件公文書について、本件条例第7条第5号に該当し、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることを理由に、その全部を非公開としている。公開することの公益性と率直な意見交換を確保する必要性等を比較衡量し、非公開とすることに合理性が認められるかどうか、本件実施機関による本件決定の妥当性について以下検討する。

2で既述したとおり、朝会は、互いの関心事について自由に意見交換をする場であって、そのテーマも、その都度自由に設定されている。また、本件公文書の内容を見てみると、その時々テーマに対する出席者からの意見や感想等を自由に、また率直に発言している状況を確認することができる。

このような朝会の態様を考慮すると、一部の県幹部による雑談的な意見交換の場というべきものであり、個別の政策について県の方向性を決定するような協議の場ではないと考えられることから、これらの情報を公開することの公益性は必ずしも高いとはいえないと考えられる。また、自由に意見を交わし、出席者が互いに有益な着想等を得ることが目的であるため、仮にこれを公開すれば、発言者の真意や発言の裏付け等に関し、憶測や影響等が拡がることも懸念され、結果的に出席者を萎縮させ、自由な議論の妨げになるおそれがあるといえる。このことから、本件条例第7条第5号に規定する、出席者の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある場合に該当するものとして、本件公文書のうち、個別のテーマ及び発言要旨については、これらを非公開とすることに合理性が認められる。

これに対し、「朝会概要」等の文書のタイトル、開催日時、「秘書課」という朝会概要作成課名及び出席者・欠席者という情報については、意見交換の内容とは

関係がなく、これを公開しても出席者の率直な意見交換を損なうおそれがあるとはいえないため、非公開とすることに合理性は認められない。

したがって、本件決定について、本件公文書の全部を非公開としたことは妥当ではなく、「朝会概要」等の文書のタイトル、開催日時、「秘書課」という朝会概要の作成課名及び出席者・欠席者の情報については、これらを公開すべきである。

4 その他の異議申立人の主張について

異議申立人のその他の主張は、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上のとおりであるから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

審査会の結論は以上のとおりであるが、「第1 基本的な考え方」で示した本件条例の理念を考慮し、以下の点を付言するものである。

県の重要課題の検討や政策決定に至る議論については、県行政の意思決定過程を県民が知る上で重要な情報であり、できる限り県民に情報提供しなければならない。

県政の政策判断について県幹部が協議する会議としては、部局長会議及び政策会議がある。部局長会議は、知事、副知事及びすべての部局長等が参加し、県政の重要事項について定期的に協議する会議で、公開で開催されている。また、当該会議録はホームページで公表されている

他方、政策会議については、同じく知事、副知事及びすべての部局長が参加し、県政の重要事項について協議する会議であり、この部局長会議の前段階の協議の場として開催されているが、こちらは、部局長会議と異なり、ブレインストーミング（ある問題やテーマに対し、参加者が自由に意見を述べることで、多彩なアイデアを得るための会議法）等の効果を最大限に発揮するため、会議そのものは公開されていない。また、会議録についても、公表されていない。

県の諸活動を県民に説明し、県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することの重要性に鑑み、政策会議を始め、その他の県政の意思決定に関わる会議等についても、積極的に情報提供を行うとの観点に立ち、ホームページ等で公開する範囲や資料を増やす等、今後の情報提供の一層の充実に努めることを強く要望するものである。

第6 審査経過

平成28年 1月29日 諮問
2月12日 審議
3月22日 「理由説明書」受領
3月25日 審議
4月25日 「意見書」受領
5月17日 審議
6月23日 異議申立人からの意見聴取
7月26日 本件実施機関からの意見聴取及び審議
9月21日 審議
10月27日 審議
12月12日 審議
平成29年 2月9日 審議
3月17日 審議
5月15日 審議
6月20日 審議終結